

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について

対象

DB

厚生基金

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

資産運用

会計基準

その他

ポイント

- ▶ 平成28年6月3日に公布されました「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」※1の施行に伴う関係省令案についての意見募集※2が開始されましたのでご案内します。
- ▶ 内容は、平成30年1月1日施行の「DC掛金の拠出限度額の年単位化」に関する省令案です。

※1 [三菱UFJ年金ニュース（No.410）確定拠出年金法等の一部を改正する法律の公布](#)

※2 [確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案の概要](#)

改正法の概要

【施行日】平成30年1月1日

- ▶ 拠出限度額を「月単位」から「年単位」へ変更、拠出時期は「毎月拠出」から「年1回以上定期的に拠出」へ変更。

今回開示された関係省令案の概要

1. 確定拠出年金法施行規則の一部改正

項番	項目	省令案の概要
(1)	掛金拠出の年単位化に関する所要の措置	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 拠出を行う期間ごとの掛金の額を企業型年金加入者等原簿及び個人型年金加入者等帳簿に記録し、保存すること ✓ 企業型記録運営管理機関は、拠出を行う期間ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額を加入者等に通知すること

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

今回開示された関係省令案の概要(つづき)

項番	項目	省令案の概要
(2)	年単位化に伴う企業型DCに係る掛金の納付期限日の延長	<p>(説明) 企業型DCの掛金は、企業型年金規約で定める日(納付期限日)までに納付することとされていますが、改正政令案^{※3}において、納付期限日までに掛金を納付することが困難であると認められる場合として省令で定める場合には、納付期限日を延長できるとされました。この省令で定める場合について以下のように規定されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業主掛金を拠出する事業主の業務状況等(企業型年金加入者掛金にあっては、企業型年金加入者の財産の状況等)に照らし、やむを得ない理由があると認められる場合 <p>(納付期限を延長したときは、速やかに文章でその内容及び理由を対象となる者に通知すること)</p>
(3)	企業型年金に係る業務報告書の項目追加	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業型年金の資格喪失者数や、資格喪失後6カ月経過したことにより国民年金基金連合会に自動的に資産が移換された者の数、退職者に対する個人別管理資産の移換に関する説明状況等について、業務報告書に項目を追加

※3 [確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令案の概要](#)

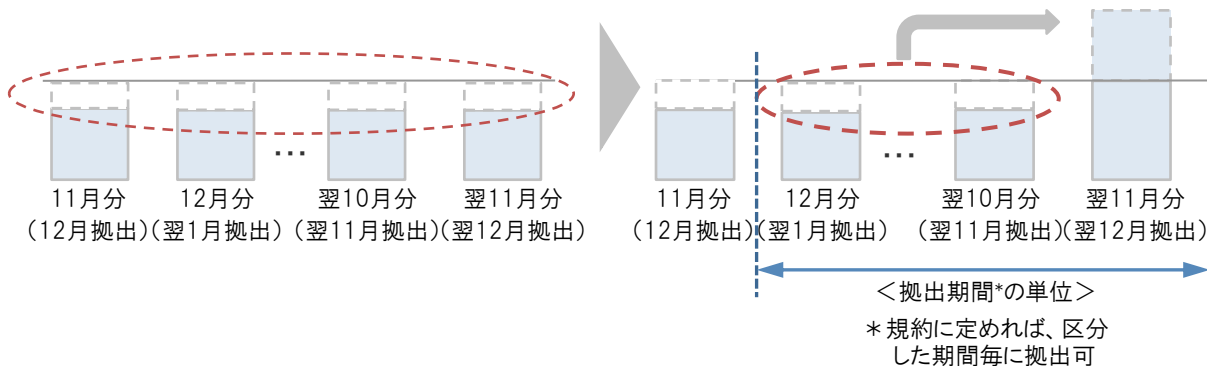
ご参考:DC掛金の拠出限度額の年単位化(イメージ図)

✓ 拠出限度額を「月単位」から「年単位」へ変更

(拠出期間は12月～翌年11月までの12月間を単位とする)

<現行>各月で拠出限度額の使い残しが発生

<法改正後>12月分～翌10月分の使い残しを11月分の拠出時にまとめて拠出することが可能



以上

発行元:三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。